

地域おうえん定期預金 〈明石市子育ておうえん定期預金〉

平成29年4月17日現在

商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) <単利型> スーパー定期 地域おうえん定期預金 明石市子育ておうえん定期預金
-------------	---

1.販売対象	・個人のみ
2.期間	・1年 (元金・元利金自動継続扱い)
3.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
4.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。 ・その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合、その元利金は総合口座普通預金へ入金します。
5.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・当初預入日から満期日までの1年間については、次の利率を適用します。 税引前年0.05% (税引後年0.039%) ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示利率を適用します。 ・満期日以降に一括して支払います。(中間利払いを行いません。) ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で単利計算します。
6.税金	・分離課税20.315%(国税15.315%、地方税5%)(復興特別所得税追加後税率) 復興特別所得税追加課税は平成49年12月31日までです。 ・マル優を利用の場合は除きます。
7.手数料	
8.付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の適用利率に0.5%上乗せした利率) ・マル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	・満期日前(自動継続したときはその満期日。以下同じです。)に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率および預入日から解約日の前日までの日数により単利計算した利息とともに支払います。 預入期間6ヶ月未満・・・「普通預金利率」 預入期間6ヶ月以上1年以内・・・「約定利率×50%(小数点第4位以下は削捨て)」 ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。
10.金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい
11.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時~17時、電話：0120-15-2489)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 兵庫県弁護士会(電話：078-341-8227)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
12.その他参考となる事項	・取扱期間 平成29年4月17日~平成29年11月30日 取扱期間中であっても、募集総額(100億円)に達した場合や金利情勢等により、お取扱を終了させていただくことがあります。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。) ・本定期預金の平成29年11月末時点の残高の0.01%相当額を明石市の「明石市子ども基金」に寄付し、「子ども夢文庫」等の運営に役立てていただきます。